

2024-4-7

ふじさわ・九条の会ニュース



No.75

発行人 ふじさわ・九条の会事務局長 吉塚晴夫 090-7949-9854

HP(ホームページ) <https://fujisawa9jo.org>

検索「ふじさわ・九条の会」でも開けます。



昨年9月市議会陳情のその後

吉塚晴夫

昨年11月発行のニュース74号に掲載した「陳情の顛末」の、その後を報告する。

＜経過の振り返り＞

昨年の6月議会に二人の青年が「防衛力強化のための増税方針撤回を日本政府に求める意見書提出についての請願」を提出し、不採択となったのだが、その審議で公明党の塚本昌紀議員が「国会に提出すべき案件、認識が甘い。自身で書かれた請願文書ではないなという感じもした」などの発言をした。この発言は市民の政治行動に対する侮辱であると思ひ、9条の会として陳情を出すことにした。

＜9条の会の陳情＞

「市民の市議会への陳情請願を尊重し、市民の政治的社会的表現の自由を擁護し推進することを求める陳情」を9月議会に提出した。その趣旨は市議会への陳情請願は市民の政治的社会的表現として、街頭デモやアピール行動と共に最も身近な方法であること。市民の請願権は憲法16条に明記された権利であること。

藤沢市議会基本条例は「市民により選ばれた議員で構成される議会は、市民代表として市民の負託に応える重要な役割と責任を担っている」と明記していること。また外交、防衛は政府、国会の専権事項ではなく、地方自治体と政府は対等平等であって市議会から政府へ外交、防衛に関する意見書を出すことは通常的行為であること。以上を主張したものであった。

＜その結果＞

この陳情は議会運営委員会で審議され、民主クラブの谷津英美議員が保留の動議を出した。保留の理由は「現在政治倫理の条例又は指針の策定に

向けた議論が始まっており、今後の推移を見守って欲しいから」というものであった。「保留」とは先送りということだが、次の12月議会でも谷津議員の保留動議によって再度先送りとなった。

この間、藤沢市議会では議会倫理条例のある川越市、鳥取県、北海道栗山町を視察し、柏市議を招聘してハラスメント防止条例についての研修会を行っている。

そして年度末の2月議会運営委員会で、7か月経ってようやくこの陳情は採択(趣旨了承)された。全会一致(共産党、民主クラブ、公明党、市民クラブふじさわ、ビジョンふじさわ)の採択だった。議員間討議で、この陳情は極めて真っ当な内容であるから採択する、ということであった。公明党の塚本議員も会派として賛成討論をしたのだが、塚本議員は「賛成する。但し私は陳情文にあるように、請願者を貶めた積りはない。誤解(曲解)だ。」という断りを入れての賛成。ビジョンふじさわの友田議員は「賛成だ。但しこれが委員の(議員の)自由な議論を抑制してはならない。」との条件で。

勿論塚本議員は明らかに請願者の意志を貶めたのであり、そしてこの陳情は議員の自由な論議を制約するものではなく、市民の請願陳情の表現と、その意志を尊重せよと言っているのである。恐らく今後、市職員へのパワハラセクハラアンケートの結果も受けて、議員倫理条例を制定することになるのではないだろうか。私たちの市議会では何が行われているか、どんな発言がされているか、私たちは常に関心を持ち、思いを伝えていかなければならない。

藤沢市議会 「核兵器禁止条約意見書提出を求める」陳情趣旨了承

3月27日、本会議で政府に提出する意見書可決

埜下(たおした)雅美

「日本政府に核兵器禁止条約において、積極的な役割を果たすことを求める意見書を提出してください」という陳情が、3月6日の藤沢市議会総務常任委員会で審議されました。提出者として5分間意見陳述を終え他の市民の方と一緒に審議を傍聴していましたが、採決の結果賛成多数で趣旨了承となりみんなで喜びを分かち合いました。



この陳情を出すきっかけとなったのは平和や環境問題に取り組んでいる市民から声をかけていただき「息子との約束」という朗読劇を発表したことでした。朗読劇を演じたのは藤沢市の平和学習の長崎派遣に参加した小学生や市内で活動する市民たち。会場の中で出演者と視聴者が一体となり、感動で涙する場面で自分の思いがしっかりと伝わったと思えたひ

審議を傍聴した10人と

と時でした。さらに自分の広島での被爆体験を語ったり「第5福竜丸」の映画を見たりして、核兵器の恐ろしさを広く伝えていかなければとの思いが強くなりました。しばらく停滞していた活動にエンジンがかかり、市議会に向けての陳情につながりました。最近年を感じる自分ですが、今までやってきた流れを続けて行くことが大切であり強力に後押ししてくださる方々が被爆者以外に市内にいらっしやることに気付きました。命ある限り声を大にして核兵器反対、戦争NO!と叫び続けていきたいと思えます。



朗読劇のメンバーと

陳情理由は以下の通りです。

2021年1月に発効した核兵器禁止条約は、核兵器を「違法」「非合法」とし、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。この新しい国際法が誕生したとき、私は心の底から喜びました。私たち被爆者、また平和を願う世界中の人たちが熱望してきた核兵器廃絶が現実になる可能性が見えてきたからです。私は、小学校3年生の時に広島で被爆し、一瞬にして人が人でなくなる、あの惨事を目の当たりにしました。地獄でした。(中略) あんな悲惨な経験は二度とあってはならないし、いつもつらい思いを胸に、平和への道を模索してきました。藤沢市平和の輪を広げる実行委員会の委員長、また平和ミュージカルふじさわの団長も10年間つとめました。藤沢には、平和を心から願う人たちが大勢います。行政行事のひとつに今も平和教育の一環として若い人たちを募集し、広島や長崎を毎年訪問、勉強する機会をつくり、平和への意欲を高めています。そんな藤沢をずっと誇りに思ってきました。(中略)それほど長い時間が残されていない私たち被爆者に今できることは何かを深く考える機会が増えるなか、近隣のいくつかの市議会が核兵器禁止条約に関する意見書を採択しているという事実を知りました。そして「核兵器廃絶平和都市」を宣言し、条例を制定し、崇高な理念を掲げ、「核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴え、この人類共通の大義に向かって不断の努力を続ける」と謳う藤沢市こそが、平和のメッセージを発信すべきだと思います。日本政府も、核兵器のない世界を目指してリーダーシップをとり、核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務めると明言しています。生きているうちに、核兵器のない世界を目にすること。それが、私の心からの願いです。

憲法集会 5月3日(金・祝) 憲法記念日

①有明防災公園 メインステージは13時から

「武力で平和はつukれない!

とりもどそう憲法いかす政治を 2024 憲法大集会」

※藤沢から参加の場合、10:50JR藤沢駅ホーム蕎麦屋前集合、

10:57発新宿ライン籠原行きに乗車

②地元では藤沢駅 サンパール広場 または 南口2階 13時から



憲法集会は今年で100周年を迎えました。

平和のための歯止めを～神奈川から

安保法制違憲訴訟はいよいよ判決へ

持田早苗

せんそうが自分の事になってきた

「新しい戦前」?

軍事力でのちは守れるの?

物価高でくらしが大変なのに、軍事費は増やすの?!

ウクライナやガザの戦争で、平和を求める声が強まっているのに、日本では、戦争準備の大軍拡が進んでいます。

いま、平和のために、できることを!

「戦争への道」は、2015年の「安保法制」によって大きく切り開かれました。その違憲性を裁判所に認めさせる裁判が全国各地で取り組まれています。

安保法制は明白に違憲です。

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク

2014年閣議決定「集団的自衛権の行使容認」、そして2015年「安保法制」法が強行採決によって成立しました。戦後ずっと憲法9条のもとでは認められないとしてきた集団的自衛権を、行使することが容認されました。私はその日の国会での暴挙に、その時の震える思いを忘れません。それからというもの堰を切ったように、政府はそのための運用と具体化を急ピッチで実行しています。とうとう2022年には敵基地攻撃能力（反撃能力）まで認め、相手国の領域に日本が攻撃できる、と安保3文書改定まで行いました。大軍拡、武器輸出の拡大、軍事費は2倍、世界第3位の軍事大国へ、軍事要塞化へなど、今までの平和のための歯止めが安保法制で次々失われています。

この裁判を通じて憲法9条違反、96条違反、そのことに対する深刻な権利侵害がある、ということを経験し、裁判所に認めさせる訴訟です。私は原告として、できる限りの裁判傍聴をしてきました。その中では戦争体験者、自衛隊関係者の家族の人、横浜大空襲に罹災された人、基地周辺に居住する住民など、さまざまな立場の方が意見陳述者として訴えてきました。

憲法学者として長谷部恭男さん、石川健治さんも証人となり、意見書を出し、裁判官を前に違憲判断をはっきり求めたのが特徴的でした。裁判官と同じ法律の専門家としての意見陳述に、そのとき裁判官から質問も出されるなど、裁判官として積極性がみられました。

この裁判は戦争を起こさせないための裁判です。全国で今まで下された判決は、すべて原告敗訴。その理由はすべて判を押したように「平和的生存権は具体的権利ではない。」「戦争の危険は生じていないので、人格権は侵害されていない。」というものでした。憲法の守り手である裁判所が司法の役割を放棄し、原告の請求を退けるのかどうか。被告の国側の弁護団は、最初から最後の結審までひとことも発言しない、という態度に終始しました。

3月5日結審の日の報告集会では、弁護団全員がマイクを持って今までの思いを話しました。会場から原告たちも次々とスピーチをしました。

6月14日14：00東京高等裁判所：神奈川の違憲訴訟の判決。

傍聴にぜひご参加ください。

ふじさわ・九条の会

19周年のつどい

5月18日(土)

午後1時開場、1時半開演


藤沢市民会館小ホール

カテリーナさん バンドウーラ演奏

中野晃一さん講演 2時～4時

「岸田政権の壊憲策動に抗して」

前売り1000円 当日1200円



映画「雪道」上映会

日時：2024年9月1日

場所：藤沢市民会館 小ホール

上映：午前・午後各1回

主催：「雪道」上映実行委員会

連絡先：折原

☎ 090-5203-3220



「新春のつどい」 明治地域9条の会 宮本

恒例になっている「新春のつどい」を1月27日(土)に開催しました。

①次々と手品

会員のお二人が「昨夜はうまくいきましたが、今日はどうでしょうか？」と語り掛けから始まりました。「オー素晴らしい!」参加者が拍手で応えます。「手品は必ずダマシがあります。よく見てみると分かります。」「これはお手伝いが必要です。紐の先を持ってください。」と次々に手品が披露されました。その数の多さと話術に引き込まれたひと時でした。



②全員で「憲法かるた」

「明日の自由を守る若手弁護士の会」が憲法を分かりやすく解説したかるたです。参加者全員の前に取り札が並べられ、読み札が数枚ずつ配られます。「平和を守る不戦の約束」と読まれたら、絵札をとりまします。取った人がその裏に書いてある解説を読みます。次は取った読み札を読みます。それを繰り返すのです。たくさん取る人そうでない人が出ます。「やっと取れた!」と声が出たり、楽しみました。憲法をみつめる機会となりました。



③みんなで語る新春への思い

マイナンバーの問題点をつかみ、参加者が思いを語りました。「武力で平和は守れない。世界中に9条の会ができれば戦争がなくなると思う」「正月早々地震でびっくりした。気候危機も大変だ」「若者の意見が大切にされる世の中になってほしい。」「国民の声が届かず政府と国民の信頼関係が薄らいでいます。」等様々な意見が出されました。

憲法9条の英訳横断幕

江ノ電沿線9条の会 黒川朝子

私たち「江ノ電沿線9条の会」はスタンディングと署名活動を小田急片瀬江ノ島駅前の弁天橋の上で続けてきました。7年目になります。この場所は観光客が多く、とても国際色豊かです。時には殆どが外国人という日もあります。片言の英語?で「NO WAR、フォーピース」と声を掛けると、寄って来てくれる人もいますが、何しろ詳しく話すことが出来ません。憲法で「戦争はしない」と決めた日本なのに、今は真逆な方向にいている現実を知らせ「私たち市民は平和に世界中の人々と繋がっていきたいのです」と伝えたくても、もどかしいのです。

そんな時メンバーから「英語で憲法を伝えられたらいいね」の声が出て、英語の横断幕とチラシを作ることになりました。日本人にも外国の人にも9条をもう一度よく知って欲しいという願いもありました。横断幕を指して「We hope Peace」といったら立ち止まって見てくれました。ポーランドの方からは署名も頂きました。「わからない」と手を横に振る東洋系の人にも英語だと通じまます。急ぎ足で通り過ぎる日本人にもちょっとでも考えてもらえればと願いながら弁天橋に立ち続けます。

